

保育の必要性の認定に関する基準（案）

夕張市

（保健福祉課 生活福祉係）

保育の必要性の認定に関する基準について

1. 概要

- 平成24年8月に子ども子育て関連三法(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)が、制定されました。
- 新制度では、保育所への入所判定と一体化していた「保育に欠ける」の認定を、入所判定とは独立した手続きとして行い、「保育の必要性」を認定する仕組みとなります。
- 保育の必要性の認定に当たっては、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間(11時間)か短時間(8時間)の利用なのか等」の認定を行い、認定証を交付することになります。
- 認定を受けた保護者は、それぞれのニーズにあった教育・保育施設等の申込みを行うこととなりますが、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市町村に利用を申込みることとなります。
なお、新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、次のとおり3つの認定区分が設けられています。

【認定区分】

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定(教育標準時間)	幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定(保育標準時間)	保育所・認定こども園
		2号認定(保育短時間)	
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定(保育標準時間)	保育所・認定こども園 ・小規模保育
		3号認定(保育短時間)	

2. 保育の必要性の認定基準(案)について

現行： 児童福祉法第24条第1項の規定により、市の条例で保育の実施基準を規定

新制度： 保育の必要性の認定にあたり、国が以下の3点について認定基準を設定

- ①「事由」： 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ②「区分」： 標準時間認定又は短時間認定の区分(保育の必要量)
- ③「優先利用」： ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※ 現行制度の下で保育所に入所している子どもについては、新制度への移行によって退所させられたり、保育所を利用することができる時間数が減少することにならないよう経過措置を設ける予定です。
なお、本市では、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、基本的には国基準のとおりとします。

【保育の必要性の事由について】

	現行(夕張市)	新制度(国基準)	市基準(案)
事由	児童の保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。	小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次のいずれかに該当する場合に行うものとする。	
	① 居宅外で労働することを常態としていること。	① 就労 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など基本的にすべての就労を含む。	※本市の実情において、国の基準と異なる特別な事情や特性がないことから、国基準のとおりとする。
	② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。	② 妊娠、出産	
	③ 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。	③ 保護者の疾病、障害	
	④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	
	⑤ 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。	⑤ 災害復旧	
	⑥ 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。	⑥ 求職活動	
⑦ 市長が認める前各号に類する状態にあること。	⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。 ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合		

※下線については、今回新たに追加された基準。

※協議のポイント → 保育の必要性を認定する事由に加えることはあるか。

【支給認定の有効期間について】

	保育が必要な事由	有効期間		市の基準(案)
		2号(3歳以上)	3号(3歳未満)	
支給認定の有効期間	① 就労	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	-
	② 妊娠・出産	効力発生日から、保護者の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間		-
	③ 保護者の疾病・障害	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	-
	④ 同居親族の介護・看護	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	-
	⑤ 災害復旧	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	-
	⑥ 求職活動	90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間		現行の60日間から90日間に拡大する
	⑦ 就学	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間		-
	⑧ 虐待・DV	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	-
	⑨ 育児休業中	市町村が定める期間		育児休業の期間等を勘案し、市長が認める期間
	⑩ その他	市町村が定める期間		保育が必要な事由等を勘案し、市長が認める期間

※協議のポイント → 市が定める期間について

【区分(保育の必要量)について】

	現行(夕張市)	新制度(国の基準)	市の基準(案)
区 分	○保育開所時間 10時間半(7時30分～18時) ○保育時間 原則8時間(8時～16時) ○本市における就労時間の下限は、特に条例等による規定はありませんが、月48時間程度以上(4時間/日×3日/週×4週/月)で運用している。	【保育標準時間】 ○1日当たり最大11時間まで利用可能。 ○1月あたり平均275時間。 ○就労時間の下限は、1月当たり120時間以上の就労。	※本市の実情において、国の基準と異なる特別な事情や特性がないことから国基準のとおりとする。 なお、保育短時間の就労時間の下限は、現状を踏まえ48時間以上とする。
		【保育短時間】 ○1日当たり最大8時間まで利用可能。 ○1月あたり平均200時間。 ○就労時間の下限は、1月当たり48時間以上64時間までの範囲内で、月を単位に市町村が定める時間以上の就労。	

※保護者の申出により、保育標準時間認定から保育短時間認定とすることができます。

※協議のポイント → 就労時間の下限は、1月当たり48時間以上64時間までの範囲内で市町村が設定。

【①就労以外の区分(保育の必要量)について】

	保育を必要とする事由	保育必要量の認定区分(案)		備考
区 分	② 妊娠・出産	保育標準時間		法施行規則第4条第1項
	③ 保護者の疾病・障害	保育標準時間		一律に、保育標準時間とする
	④ 同居親族の介護・看護	保育標準時間	保育短時間	
	⑤ 災害復旧	保育標準時間		法施行規則第4条第1項
	⑥ 求職活動	保育短時間		一律に、保育短時間とする
	⑦ 就学	保育標準時間	保育短時間	
	⑧ 虐待・DV	保育標準時間		法施行規則第4条第1項
	⑨ 育児休業中	保育短時間		一律に、保育短時間とする
	⑩ その他	保育標準時間	保育短時間	事由を勘案して上記に準じる

※保護者の申出により、保育標準時間認定から保育短時間認定とすることができます。

※協議のポイント → 事由のうち、③保護者の疾病・障害、⑥求職活動、⑨育児休業中については、区分に分けて行うことが適当でないと市が認める場合には、一律に保育短時間(又は保育標準時間)として認定することが可能。

【優先事由について】

	現行(夕張市)	国が示す例示	市の基準(案)
優先利用	特に条例等による規定はありません。 ※本市には待機児童がいないため、「保育に欠ける」と認定した場合は、優先利用に関係なく保育所に入所できます。	① ひとり親世帯	※本市の実情において、国の基準と異なる特別な事情や特性がないことから国基準のとおりとする。
		② 生活保護世帯	
		③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	
		④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	
		⑤ 子どもが障害を有する場合	
		⑥ 育児休業明け	
		⑦ 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	
		⑧ 小規模保育事業などの卒園児童	
		⑨ その他市町村が定める事由	

※協議のポイント → 優先利用の事由に加えることはあるか。

※ 新制度では、保育の必要性の認定基準については、国が定めた子ども・子育て支援法施行規則に規定されることとなったため、必ずしも市町村において条例化する必要はないとされていることから、本市においては、保育短時間の就労時間の下限等について規則等で定めることを予定しております。